

(公表用)

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針 ～当面5年間（R元～R5）の考え方～

（ 名 寄 市 ）

本市の総面積は53,520ヘクタールであり、森林面積は33,423ヘクタールで総面積の62パーセントを占めています。一般民有林面積は14,947ヘクタールで、その内訳は市有林が2,443ヘクタール、私有林が12,504ヘクタールとなっています。

市では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や市単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、担い手不足、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。

このため、本市では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組みを計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本市の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林が8割（全国：3割）を占めており、計画的に森林整備が進められています。このため、一部の整備が行き届かない森林の所有者に対しては、森林経営計画への参画を推進するとともに、市や意欲と能力のある林業経営者等に森林の経営・管理を委ねるよう働きかけます。また、経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用して、森林整備を進めるとともに、市内森林の一部で取得を進めている森林認証の区域拡大等を推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を一層推進します。

2 人材育成・担い手確保

市内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業体登録制度に登録している事業者は5社ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。このため、地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組みを進めます。

3 木材利用の促進

市内におけるカラマツやトドマツの人工林資源が利用期を迎える中、製材工場等において、梱包材やパルプ材等に加工されていますが、森林認証の取得と合わせて地域材の付加価値向上を図るとともに、市内の公共施設の木造化・木質化を進めるなど、地域材の利用を促進します。

4 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、市民等の理解の促進を図るため、啓発活動などを進めます。